

お知らせ

記者発表資料 | 令和2年4月27日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、役員が公契約関係競売等妨害を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

- 指名停止措置業者名及び住所**
株本建設工業株式会社 兵庫県美方郡新温泉町芦屋338-1
- 指名停止措置期間**
令和2年4月27日 ~ 令和2年5月26日 (1ヶ月)
- 指名停止措置の範囲**
中国地方整備局管内
- 事実の概要**
当該業者の取締役は、令和2年3月19日に、兵庫県美方郡新温泉町発注工事において、公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された。
- 指名停止措置理由**
上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第8号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

082-511-6063 (直通) : 平日・昼間

総務部 契約課長

やまね たか ゆき
山根 孝幸 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

さ さ き はじめ
佐々木 一 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

契約管理官

にい ばやし けん じ
新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

お く ぼ ひろ ふさ
尾久保 裕亮 (内線132)



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 かとうこうじ (内線 2 1 1 7)
加藤浩士

企画部 環境調整官 ごとうとしひさ (内線 3 1 1 4)
後藤寿久